

『無料調停手続相談』開催のお知らせ

主催 日本調停協会連合会 山梨調停協会

裁判所には、金銭・土地・建物・交通事故などに関する民事上の紛争や、離婚・扶養・相続などの家庭内のもめごとを、調停委員の仲介によって、話し合いで解決する「調停制度」があります。

無料調停手続相談は、調停委員が「調停制度の利用に関する相談」に無料で応じるものです。「秘密は厳守」されますので、お気軽にお出掛けください。

なお、現在、裁判所において調停や裁判をしている事件の相談及び法律判断を求める相談については応じかねますので、あらかじめ御了承ください。

日程及び開催場所は以下のとおりです。

相談終了時間の30分前までにお越しいただき、会場で受付を済ませてください（予約は不要です。）。

実施日	実施時間	会場	相談担当	お問合せ先
10月18日(日)	10時～ 15時30分	ぴゅあ富士 3階大研修室 (住所:都留市中央3-9-3)	山梨調停協会 都留支部	甲府地方・家庭裁判所都留支部 TEL 0554-43-2185
11月14日(土)	10時～16時 (受付時間10時 ～15時30分)	甲府市役所 1階市民活動室 (住所:甲府市丸の内1-18-1)	山梨調停協会 甲府支部	甲府地方・家庭裁判所総務課庶務係 TEL 055-235-1133

※ 電話によるお問合せは、平日の8時30分から17時までとなります。

※ 相談の際はマスク・筆記用具の持参をお願いします。

※ 新型コロナウイルス感染状況により中止となる場合があります。